

2 学校における組織的対応

事故は運動部活動に限らず学校の教育活動のあらゆる場面で発生することがある。

事故の状況により緊急度が高くなるほど一人の力で救急措置を行うことが困難になる。

したがって、日頃から自校の危機管理マニュアルに基づき、全教職員の協力体制を整備するとともに、万が一、事故が起こった場合には、組織的に対応することが必要である。

(1) 救急体制の整備

- 事故発生時の緊急連絡網、地域の医療機関名、所在地、電話番号を調べておく。
- 教職員の役割分担を明確にすると同時に、相互の連携がとれるように工夫する。
- 養護教諭が不在の時でも、適切な応急手当が行えるようにしておく。

(2) 役割分担

主として校長・教頭が対応すること

- 必要に応じて校医（医療機関）に連絡し、指示を仰ぐ。
- 移送方法の判断と指示
- 教職員への指示、連絡、指導（救急車の依頼、児童生徒の指導等）
- 総合的な対策、対応の判断と指示（教育委員会への連絡・警察への連絡）
- 報道関係、地域住民、保護者への対応
- 記録の整理
- 事故報告書、その他の書類作成
- 全教職員に事故発生状況、措置について報告し、研修を行う。

主として養護教諭が対応すること

- 生徒の状態の観察
（本人または周囲の者から事情を聞く、呼吸、脈拍、傷害の程度、移動の適否等）
- 救急措置の判断と実施
- 校長、担任への連絡
（事故発生からの観察、救急処置、受診治療方針、予後等の報告）
- 記録の整理

主として担任・校内職員が対応すること

- 事故発生の原因、周囲の状況調査
- 保護者への連絡
 - ・ できるだけ速やかに
 - ・ 親の気持ちになって
 - ・ 言葉を選んで事実を正しく
 - ・ かかりつけの病院、医師の有無を聞く
 - ・ 保険証持参の依頼
- 救急車等医療機関への移送の手配
- 事故発生後の他の児童生徒の管理、指導
- 必要に応じて医療機関への付き添い
- 必要に応じての家庭訪問
- 記録の整理
- 事後措置、事後報告書、災害報告書の作成